



# 第2次国分寺市地域福祉計画

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度



令和6(2024)年3月  
国分寺市



# 1

## 施策の体系

基本理念，基本目標を実現するために，9本の施策の柱に沿って，施策を体系的に推進します。

基本理念

だれもが共に認め地域で支え合い自分らしく健やかに暮らせるまち

基本目標	施策の柱	施策	成年後見	自殺対策	再犯防止	
1 包括的な 支援体制づくり	(1) 包括的な 相談・支援体制の構築	①重層的支援体制整備事業の構築	○	○	○	
	(2) 総合的・専門的な 対応の推進	①福祉ニーズに対する 相談機能の充実		○		
		②地域の福祉課題を発見する 仕組みづくり			○	○
	(3) わかりやすい情報の 提供とサービスの提供	①市民にわかりやすい 福祉情報の提供・共有		○	○	○
		②地域に密着したサービスの展開			○	○
2 だれもが安心して 自分らしく 健やかに暮らせる 地域づくり	(1) 権利擁護の推進	①成年後見制度の利用促進	●			
		②あらゆる虐待やいじめ等の防止		○		
	(2) 支援を必要とする 人への適切な支援の 提供と理解の促進	①暮らしを支える支援の充実			○	○
		②自殺防止のための固有の支援			●	
		③再犯防止のための固有の支援				●
3 地域で支え合う 基盤の強化	(1) 地域福祉を担う 人材の育成と活用	①ボランティアや市民活動団体の 育成・養成				
		②協働の推進				
	(2) 地域福祉活動と つながりづくりの推進	①地域住民の交流促進			○	
		②民生委員・児童委員の活動の充実				
		③地域福祉活動団体等への支援				
	(3) 市民生活の 安全・安心の向上	①安全・安心に向けた取組の推進				
		②地域での見守り体制の充実		○	○	
	(4) 福祉と人権意識の高揚	①福祉に関する生涯学習や 市民への意識啓発		○	○	○
		②学校教育の場での福祉教育の推進			○	○

※表右3列について：「成年後見」は成年後見制度利用促進基本計画，「自殺対策」は自殺対策計画，「再犯防止」は再犯防止推進計画を示します。○は，これら3計画と地域福祉計画で共通する施策を示します。また，●は，3計画それぞれの中心となる施策です。

## 基本理念

だれもが地域で安全・安心に暮らすことができ、お互いを個人として尊重し認め合い、必要な福祉サービスが受けられるようなまちづくりが求められています。そのようなまちづくりを進めるためには、人と人とのふれあいを大切にし、いつでもだれかに支えられ、まただれかを支えることができるような、思いやりの関係を育むことが必要です。

第2次国分寺市地域福祉計画（以下「本計画」といいます。）は、「だれもが 共に認め 地域で支え合い 自分らしく健やかに暮らせるまち」を基本理念とし、地域共生社会の実現を目指し、地域福祉施策を推進していきます。

### 基本理念

**だれもが 共に認め 地域で支え合い  
自分らしく健やかに暮らせるまち**



## 3つの基本目標

上に掲げた基本理念を具現化するために、以下に3つの基本目標を掲げます。

本計画の課題に対する取組を検討するとともに、東京都地域福祉支援計画をはじめとした関連計画を踏まえ、以下のように設定しました。

### 基本目標1) 包括的な支援体制づくり

複雑化・複合化した課題に対応するため、高齢者、障害者、児童などの分野を超え、包括的な相談、支援を行うとともに、体制強化を進めます。また、市民が必要な支援につながるための体制強化、情報発信を進めます。

### 基本目標2) だれもが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくり

すべての市民一人ひとりが、孤立せず、共に認め合い、自分の尊厳を持って、健康でいきいきと、安心して暮らしていけるように、様々な支援を進めます。

### 基本目標3) 地域で支え合う基盤の強化

地域の一人ひとりが自分らしく安心して暮らすために、人と人とがふれあい、市民同士がつながる場の活性化を進めるとともに、市民の福祉意識を高め、福祉を担う人材の育成に努めます。また、災害や防犯の対応を進めるとともに、見守り体制を充実して、安全・安心に暮らせる環境強化を進めます。

## 各基本目標につながる「施策の柱」が目指す姿

基本目標を実現するための施策の柱の内容を以下に示します。

### 基本目標 1) 包括的な支援体制づくり

#### 施策の柱 1 – (1) / 包括的な相談・支援体制の構築

相談支援体制を充実し、孤立した人を支援につなげられる体制をつくり、関係機関の連携を強化し、市の資源も活用して支援につなげる体制をつくることにより、様々な複雑化・複合化した生活課題を解決する体制が整備された地域を目指します。また、住民同士のつながりが深まり、課題解決へと向かいやすい地域を目指します。

#### 施策の柱 1 – (2) / 総合的・専門的な対応の推進

専門的知識を持った各相談窓口の係員が連携して対応し、どんな相談でも受け入れて円滑に支援につながる地域を目指します。関係機関のネットワークが充実し、相談が支援につながる体制が整備された地域を目指します。

#### 施策の柱 1 – (3) / わかりやすい情報の提供とサービスの提供

困っている人が必要な福祉情報を迷うことなく得られ、充実した福祉サービスの中から必要なサービスを選ぶことができる体制が整った地域を目指します。

### 基本目標 2) だれもが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくり

#### 施策の柱 2 – (1) / 権利擁護の推進

判断能力が不十分な人でも、適切に制度やサービスが利用でき、権利が守られ、その人らしく生きることのできる地域を目指します。虐待やいじめ、DVなどから守られている地域を目指します。

#### 施策の柱 2 – (2) / 支援を必要とする人への適切な支援の提供と理解の促進

生活困窮者をはじめとした複雑化・複合化した困難を抱えている人が、包括的な支援を受け、抱えている困難が解消され安心して暮らせるような誰一人取り残さないまちを目指します。

## 基本目標3) 地域で支え合う基盤の強化

### 施策の柱3-(1) / 地域福祉を担う人材の育成と活用

ボランティアや市民活動、自治会・町内会などの活動から地域福祉の担い手が育ち、地域福祉の活動が活発な地域となり、それが市の魅力となることを目指します。市民活動団体と市が協働して地域課題に取り組み、活発な市民活動が推進される地域を目指します。

### 施策の柱3-(2) / 地域福祉活動とつながりづくりの推進

地域の中で、だれもが気軽に集まれる場と機会が提供され、交流が活発に行われている地域を目指します。民生委員・児童委員を通じて、より支援機関につながりやすい地域を目指します。地域福祉活動がより活発に行われている地域を目指します。

### 施策の柱3-(3) / 市民生活の安全・安心の向上

災害時の避難などの備えを進めるとともに、防犯、交通安全対策の強化に努め、だれもが住み慣れた地域で安全で安心して暮らしていける地域を目指します。また、ひとり暮らしの高齢者など、日常的な地域の見守りの充実を図り、だれもが住み慣れた地域で安全で安心して暮らしていける地域を目指します。

### 施策の柱3-(4) / 福祉と人権意識の高揚

生活困窮者、障害者、外国人、居場所のない孤立しがちな人など、支援の必要な人たちの権利を守り、必要な配慮がなされる地域を目指します。子どもから大人まで、すべての市民一人ひとりが相手に対する思いやりの気持ちを持てる地域を目指します。

## 施策の柱に対する目標の設定

各施策の柱において、以下のとおり指標目標を設定します。

### 基本目標 1) 包括的な支援体制づくり

施策の柱	施策の柱の指標 ( (1) 以外は市民アンケート )	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
(1) 包括的な相談・支援体制の構築	複雑化・複合化した課題を抱えている世帯の支援において支援関係機関のネットワークが充実していると回答した団体の割合 (重層的支援体制整備事業事務事業に対応)	— (未実施のため 数値なし)	60%
(2) 総合的・専門的な対応の推進	相談を頼める人がいる人の割合	94.2%	96%
(3) わかりやすい情報の提供とサービスの提供	福祉サービスの情報をほとんど入手できていないと回答する人の割合	41.3%	37%

### 基本目標 2) だれもが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくり

施策の柱	施策の柱の指標 (市民アンケート)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
(1) 権利擁護の推進	権利擁護センターこくぶんじを知っている人の割合 (よく知っている+ある程度知っている)	6.2%	12%
(2) 支援を必要とする人への適切な支援の提供と理解の促進	悩みやストレスを感じたとき、相談しないと回答する人の割合	8.8%	7%

### 基本目標 3) 地域で支え合う基盤の強化

施策の柱	施策の柱の指標 (市民アンケート)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
(1) 地域福祉を担う人材の育成と活用	地域福祉やボランティア活動に取り組みたいと回答する人の割合 (ぜひ取り組みたい+できれば取り組みたい)	45.2%	50%
(2) 地域福祉活動とつながりづくりの推進	福祉のことで相談が必要なとき、民生委員・児童委員に頼みたいと回答する人の割合	10.2%	15%
(3) 市民生活の安全・安心の向上	国分寺市が災害時でも安心できるまちであると思う人の割合 (そう思う+どちらかというと思う)	40.8%	45%
(4) 福祉と人権意識の高揚	福祉に関心を持っている人の割合 (とても関心がある+ある程度関心がある)	70.9%	75%

## 計画策定の背景

本市では、「だれもが共に認め 支え合い 自分らしく暮らせるまち」を基本理念とする、『国分寺市地域福祉計画』（以下「前計画」といいます。）を平成27（2015）年9月に策定し、地域福祉を推進してきました。また、令和3（2021）年3月には、『国分寺市成年後見制度利用促進基本計画』、『国分寺市自殺対策計画』、『国分寺市再犯防止推進計画』を新たに策定し、地域福祉の推進において共通する施策の一体的な取組を進めてきました。

しかし、社会構造の変化や社会的孤立、8050問題、ヤングケアラーなど複雑化・複合化した地域生活課題が顕在化してきたことにより、支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する等、更に取組を進める必要があります。

これらの現状を踏まえ、地域における生活課題の解決を図る仕組みの整備を更に進めるため、前計画の方向性を踏襲しつつ、新たに市区町村地域福祉計画に盛り込むべき事項を加えて、関連施策のより一層の連携を推進する観点から、地域福祉計画と関わりの深い「国分寺市重層的支援体制整備事業実施計画」、「国分寺市成年後見制度利用促進基本計画」、「国分寺市自殺対策計画」、「国分寺市再犯防止推進計画」を包含して、本計画を策定します。

## 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置付けられた行政計画です。

策定に当たり、平成29（2017）年3月に策定した市の最上位計画である国分寺市総合ビジョンとの整合を図るとともに、重層的支援体制整備事業実施計画、高齢・障害・子ども・健康の各分野の計画及びその他の関連する計画との調和を図り、福祉・保健分野との連携により計画を策定しています。また、地域における高齢者・障害者・子どもの福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を記載しています。

さらに、本計画は、社会福祉法第109条により国分寺市社会福祉協議会が策定し、地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画である、地域福祉活動計画と連携を図ります。



## 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度の6年間とします。

本計画に包含する4計画の概要は以下のとおりです。

## 重層的支援体制整備事業実施計画について

---

重層的支援体制整備事業は、個人や世帯が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施するものです。

本市では、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、取り組めます。

## 成年後見制度利用促進基本計画について

---

成年後見制度は権利擁護の一つの制度で、ひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、ご本人の意思を尊重した支援（意思決定支援）を行うものです。

本市では、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、成年後見制度の理念であるノーマライゼーション、自己決定の尊重、現有能力の活用、身上保護の重視を根本に据えながら、市の責務として、制度の利用促進や権利擁護支援に取り組めます。

## 自殺対策計画について

---

自殺対策は、自殺を防ぐことだけを目的とするのではなく、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進するものとされています。

そのためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要であり、そうした「生きることの包括的な支援」を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

本市では、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を踏まえ、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、だれも自殺に追い込まれることのない自殺者ゼロの国分寺市を目指し、地域レベルの実践的な取組を推進します。

## 再犯防止推進計画について

---

再犯防止は、「誰一人取り残さない」社会を目指すとともに、安全・安心に暮らせる社会の実現を目指す取組です。

本市では、国の再犯防止推進計画を踏まえ、犯罪をした者の立ち直りを支援し、安全で安心して自分らしく暮らせるまちの実現を目指します。

## 5 地域福祉を推進するために

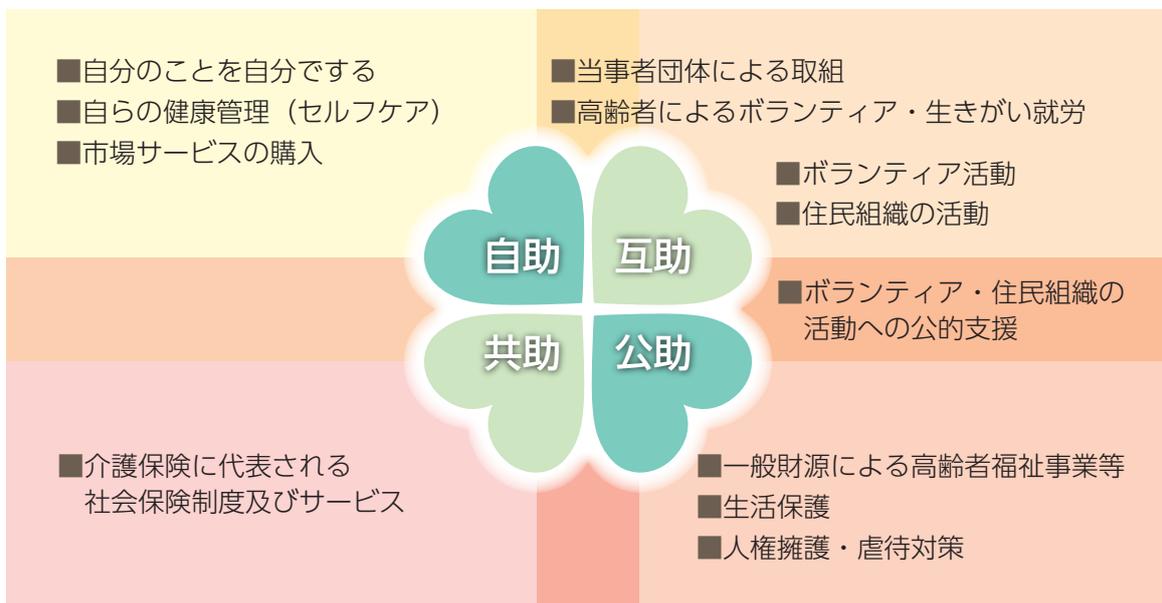
国は、団塊の世代が後期高齢者入りする令和7（2025）年に向けて「地域包括ケアシステム」の構築を進めてきました。

地域包括ケアシステムは、医療や介護、福祉サービス等を一体的に提供することで、高齢者が「尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう」（厚生労働省）にするための仕組みです。そして、この概念を具体化するにあたり、考慮しなければならないのが、自助・互助・共助・公助という4つの「助」の取組であるとされています。

本市では、地域包括ケアシステムを地域福祉の推進の中心の一つに据えており、自助・互助・共助・公助の考えのもと、地域福祉を進めていきます。

### <自助・互助・共助・公助の考え>

地域福祉を進める上で重要となるのが、自助・互助・共助・公助による支え合いの考え方です。一人ひとりの努力（自助）、地域住民同士の支え合い（互助）、公的な制度（共助）や福祉サービスや支援（公助）の、それぞれの強みを生かしながら、互いに協力・連携し、重層的に支え合っていくことで、だれもが安心して暮らせる地域、そして、地域共生社会の実現を目指していきます。



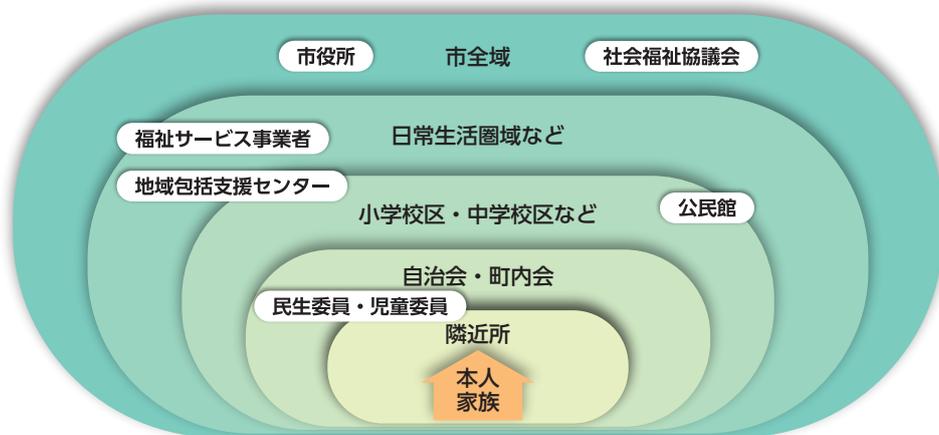
出所)「地域包括ケア研究会報告書」より作成

## ＜圏域の捉え方＞

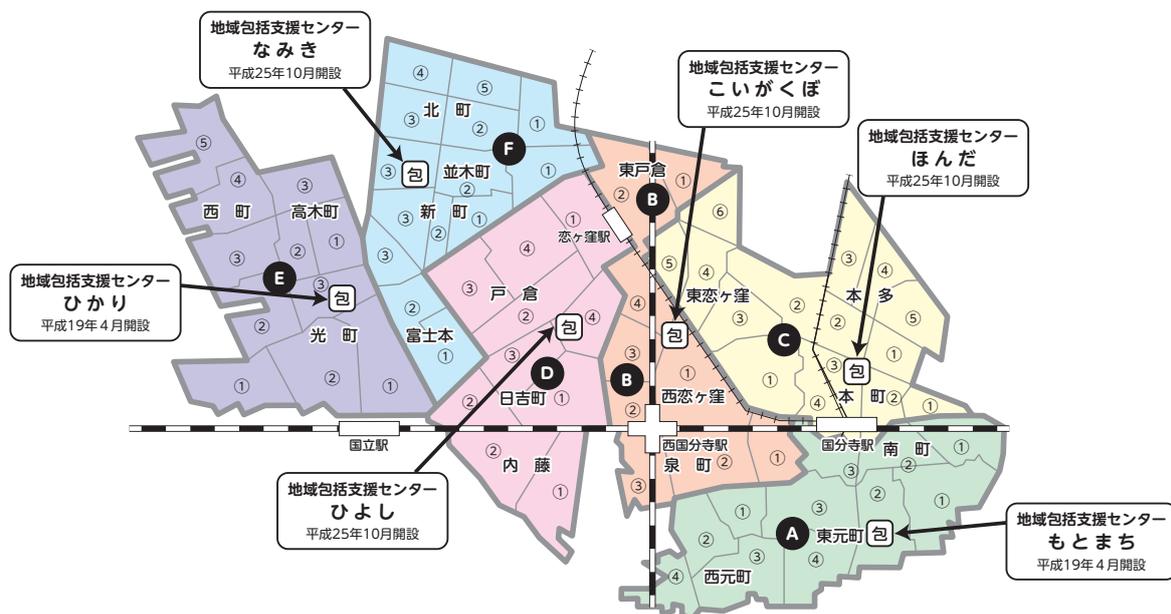
地域福祉における様々な課題に効果的に対応していくためには、一定の範囲で地域に応じた取組を行うことが大切です。

本計画では、市の圏域を下記の5段階の圏域で捉え、隣近所といった小さな圏域から、市全体の大きな圏域まで、それぞれの圏域に応じた推進体制を整備し、地域福祉活動を展開していきます。隣近所や自治会・町内会は、市民が主体的に地域福祉活動を展開できる範囲であり、本市の地域福祉を推進していく上で、重要な領域です。地域福祉活動を効果的に展開するためには、ボランティアや市民団体による小学校区を基本とする小地域福祉活動、公民館活動等の中学校区、地域包括支援センターの担当区域、福祉サービスの基盤整備としての日常生活圏域など、地域共通の課題への対応を図る領域も重要です。

このため、本計画では、自治会・町内会活動の単位を基本としつつ、重層的に地域を捉えています。



本市では、これまでも日常生活圏域を二圏域（東部地域A③C・西部地域D④F）とするなど、市の状況の変化に合わせ、圏域の見直しを行ってきました。今後も、効果的な地域福祉の推進を目指し、必要に応じた圏域の検討を行います。



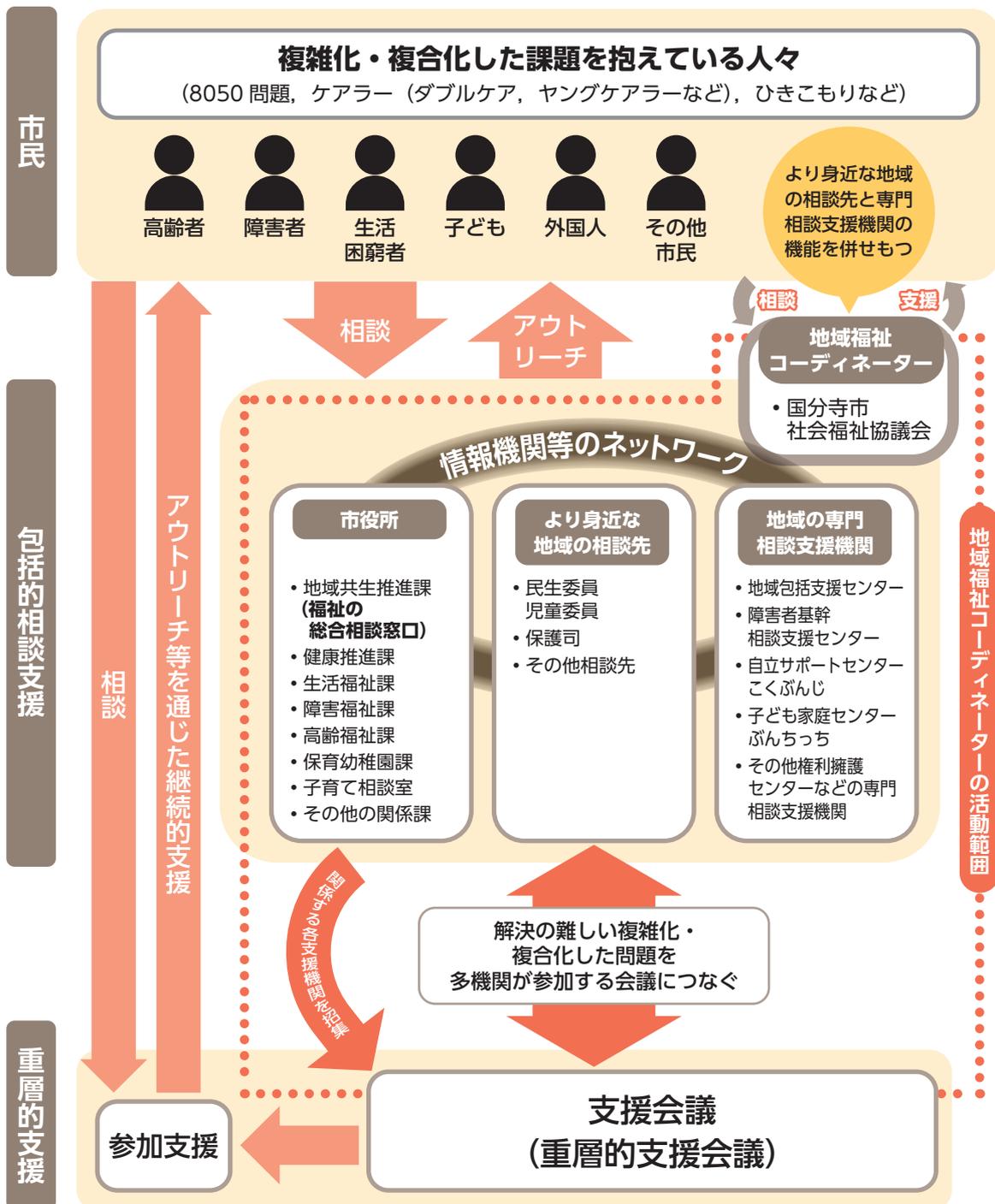
出所) 国分寺市高齢者保健福祉計画・第8期国分寺市介護保険事業計画 (令和3年3月)

# 6

## 本計画が取り組む包括的相談支援体制について

本市では、住民が抱える地域生活課題の相談を包括的に受け止め、多機関が連携してその解決のための支援を一体的に行う、包括的相談支援体制を整備しています。

以下に本市における包括的相談支援体制のイメージ図を示します。



だれもが 共に認め 地域で支え合い  
自分らしく健やかに暮らせるまち

第2次国分寺市地域福祉計画(概要版)

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度

発行 令和6年3月

発行者 国分寺市

編集 国分寺市健康部地域共生推進課

〒185-8501 東京都国分寺市戸倉1-6-1

電話 042-325-0111(代表)

※令和7年1月に新庁舎への移転を予定しているため、  
移転後は住所が変更になります。